



概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
(市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能)

市民緑地認定制度の創設

概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域
緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体
民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

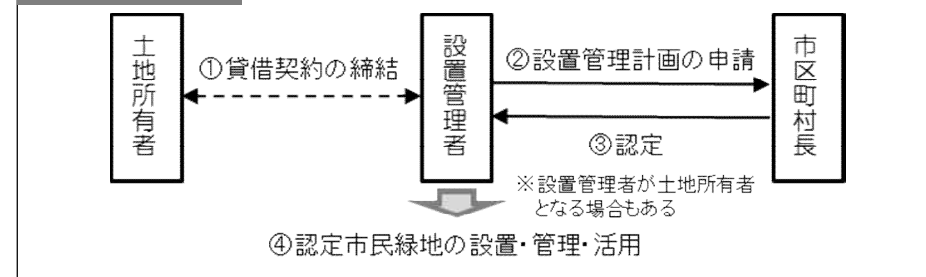
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積
300m²以上
- 緑化率
20%以上
- 設置管理期間
5年以上
- 等

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る**固定資産税・都市計画税の軽減** [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※令和3年3月31日までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における**植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助** (1/3負担)
【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



本制度を公有地(普通財産)で活用する自治体のメリット

- 民間の開発に合わせて活用することで、公園的空間を創出
- 緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
- 緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
- 住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

→ **いずれも自治体の財政負担なし**



整備前



整備後



認定市民緑地のイメージ

H29年度創設

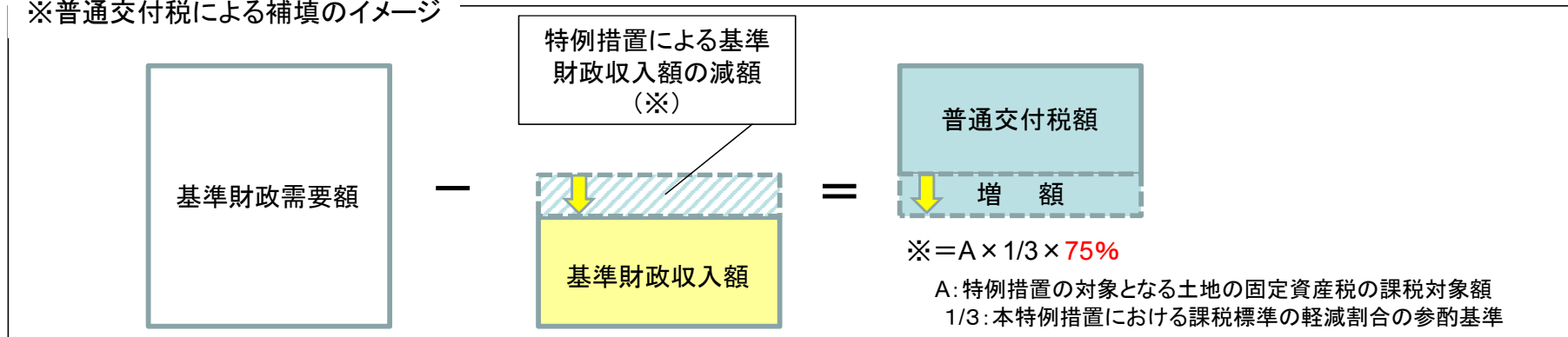
- 都市緑地法の改正による市民緑地認定制度の創設に伴い、認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の特例措置を講じる。【地方税法附則第15条第45項】【地方税法施行令附則第11条第43項】

(1) 措置内容

固定資産税及び都市計画税の軽減

- ・課税標準について、1/3を参酌して1/6~1/2の範囲内において、条例で定める割合を軽減
- ・認定市民緑地の管理期間のうち、最初の3年間の適用
(認定市民緑地を設置した日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする)
- ・特例措置による減収については、普通交付税の増額により一部補填

※普通交付税による補填のイメージ



(2) 対象

次を満たす認定市民緑地

- 1) みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地
※都市緑地法の施行日(平成29年6月15日)から令和3年3月31日までの間に設置されたものが対象(時限措置)
- 2) 土地所有者から無償で借り受けた土地又は自己保有の土地であること

- ※その他の要件は通常の認定市民緑地と同様
- 対象区域：緑化地域又は緑化重点地区内で、周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
 - 面積：300㎡以上
 - 管理期間：5年以上
- 等



みどり法人の指定要件

- ・ 民間主体（一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、その他の非営利法人、都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社）
- ・ 市民緑地の設置及び管理等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの

③ 土地の賃借契約の締結 (土地所有者と設置者が同一の場合は省略)

土地所有者

みどり法人

土地の要件

- ・ 緑化地域又は緑化重点地区内
- ・ 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- ・ 面積：300m²以上
- ・ 整備後の緑化率：20%以上

賃借契約の要件

- ・ 設置管理主体が土地所有者から無償で土地を借りる場合に限る。

① みどり法人の指定申請

② みどり法人に指定

④ 設置管理計画を作成し認定申請

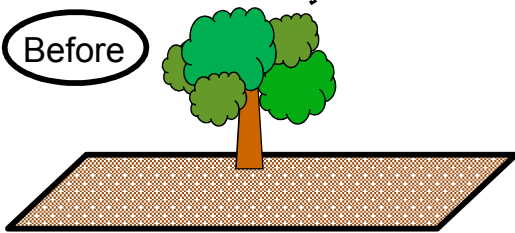
⑤ 設置管理計画を認定

⑥ 認定計画に基づく施設の整備・公開

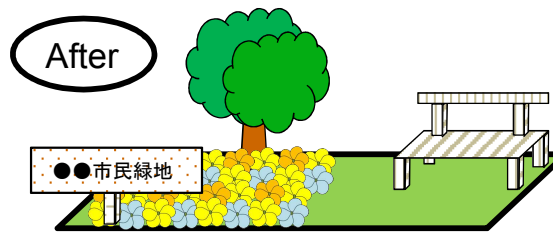
計画の認定要件

- ・ 設置管理期間：5年以上
 - ・ 緑の基本計画と調和が保たれ、かつ、良好な都市環境の形成に貢献するものであること
 - ・ 管理が適切に行われること
 - ・ 市町村長の承認なしに賃借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあること 等
- ※必要に応じて独自の認定要綱・基準を作成

Before



After



⑦ 固定資産税・都市計画税の課税標準を3年間、2/3を参酌して1/2~5/6の範囲内において条例で定める割合に軽減



中川自治会広場(埼玉県さいたま市)

| 認定内容 | |
|--------|----------------------|
| 名称 | 中川自治会広場 |
| 場所 | さいたま市見沼区 |
| 土地所有者 | 個人 |
| 設置管理主体 | 中川自治会(認可地縁団体) |
| 設置管理計画 | H29.8.30 認定 |
| 面積 | 約2,500m ² |
| 管理期間 | 5年間 |



コクーンシティ(埼玉県さいたま市)

| 認定内容 | |
|--------|----------------------|
| 名称 | コクーンシティ |
| 場所 | さいたま市大宮区 |
| 土地所有者 | 片倉工業株式会社 |
| 設置管理主体 | 片倉工業株式会社 |
| 設置管理計画 | H30.5.29 認定 |
| 面積 | 約4,440m ² |
| 管理期間 | 5年間 |



かしわ路地裏市民緑地(千葉県柏市)

| 認定内容 | |
|--------|-------------------------------------|
| 名称 | かしわ路地裏市民緑地 |
| 場所 | 千葉県柏市 |
| 土地所有者 | 個人 |
| 設置管理主体 | NPO法人 urban design partners balloon |
| 設置管理計画 | H29.11.15 認定 |
| 面積 | 約500m ² |
| 管理期間 | 10年間 |



紡ぐ広場(愛媛県西条市)

| 認定内容 | |
|--------|----------------------|
| 名称 | (仮称)紡ぐ広場 |
| 場所 | 愛媛県西条市 |
| 土地所有者 | 個人 |
| 設置管理主体 | 株式会社アドバンテック |
| 設置管理計画 | H30.10.1 認定 |
| 面積 | 約3,960m ² |
| 管理期間 | 20年間 |



(仮称)つむぐひろば 完成イメージ図

ノリタケの森(愛知県名古屋市)

| 認定内容 | |
|--------|-----------------------|
| 名称 | ノリタケの森 |
| 場所 | 名古屋市西区 |
| 土地所有者 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド |
| 設置管理主体 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド |
| 設置管理計画 | H30.12.13 認定 |
| 面積 | 約21,300m ² |
| 管理期間 | 5年間 |



ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地(兵庫県神戸市)

| 認定内容 | |
|--------|----------------------|
| 名称 | ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地 |
| 場所 | 神戸市兵庫区 |
| 土地所有者 | 神戸市 |
| 設置管理主体 | (株)ミズノスポーツサービス |
| 設置管理計画 | H31.3.26 認定 |
| 面積 | 約1,100m ² |
| 管理期間 | 5年間 |



※ 上記に加え、約60の自治体で制度の活用に向けて検討中。



市民緑地の概要

- 近代陶業発祥の地である(株)ノリタケカンパニーリミテド本社敷地の一部を、市民緑地として認定。
- 市民緑地の設置及び管理は、みどり法人に指定された(株)ノリタケカンパニーリミテドが行う。
- 名古屋市都心部の貴重な緑豊かな空間として広く市民に親しまれている。
- 固定資産税等の特例措置により、土地の課税標準が3年間1/2に軽減される。



| 認定内容 | |
|--------|---------------------------------------|
| 名称 | ノリタケの森 |
| 場所 | 名古屋市西区 |
| 土地所有者 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド |
| 設置管理主体 | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド ※H30.11 みどり法人の指定 |
| 設置管理計画 | H30.12.13 認定 |
| 面積 | 約21,300m ² |
| 管理期間 | 5年間 |





市民緑地の概要

- 市内でも緑の特に少ない地区において、神戸市が所有し、ミズノスポーツサービス株式会社が「ミズノスポーツプラザ神戸和田岬」として活用している敷地の広場部分を市民緑地として認定。
- 市民緑地の設置及び管理は、みどり法人に指定されたミズノスポーツサービス株式会社が行う。
- 市民緑地という公的な位置付けを得て地域に開放することが、住民の健康・維持増進とスポーツコミュニティづくりを進めていくというミズノスポーツサービス株式会社の事業理念に合致。
- 近隣住民が集う地域の催し(ヨガ教室等)の開催を通し、誰もが利用できる開放された広場として活用を図るとともに、非常時は地域の防災拠点として活用を予定。(かまどベンチや防災倉庫等を整備済み)



| 認定内容 | |
|--------|------------------------------------|
| 名称 | ミズノスポーツプラザ神戸和田岬市民緑地 |
| 場所 | 神戸市兵庫区 |
| 土地所有者 | 神戸市 |
| 設置管理主体 | ミズノスポーツサービス株式会社 ※H31.3 みどり法人の指定 |
| 設置管理計画 | H31.3.26 認定 |
| 面積 | 約1,100m ² |
| 管理期間 | 5年間 |

